

葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

平成24年6月11日
24葛教庶第145号
教育長決裁

(設置)

第1条 葛飾区における教育の振興のための基本的な計画を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 学校教育の中期的目標及び方向性に関すること。
- (2) 生涯学習の中期的目標及び方向性に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、葛飾区教育振興基本計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告のあった日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、葛飾区教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査・研究させるため、部会を置く。

2 部会員は、委員長が別に指名する教育関係団体構成員及び教育委員会事務局職員とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育計画推進担当課及び生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	4人
自治町会連合会代表	1人
東京商工会議所葛飾支部代表	1人
民生委員児童委員協議会代表	1人
私立幼稚園連合会代表	1人
青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表	1人
青少年委員代表	1人
スポーツ推進委員代表	1人
社会教育委員代表	1人
体育協会代表	1人
かつしか区民大学区民運営委員会代表	1人
P T A連合会代表（幼稚園、小学校、中学校）	3人
公募委員	3人
校長会代表（小学校、中学校）	2人
区内都立高校校長	1人
教育次長の職にある者	
学校教育担当部長の職にある者	